高知県森の工場活性化対策事業実施要領

（事業の目的）

第１　人工林の多くが利用期に達しており、この豊富な森林資源を余すことなく活用し、原木の安定供給とともに森林資源の循環利用を進めていくことが求められている。
そのため、林業適地における効率的な資源利用と確実な再造林を目指す一団の森林を集約化した「森の工場」において、林業コストの縮減、林業収支のプラス転換、人材育成等に取り組み、再造林を前提とした計画的な木材生産の促進を図る。

（事業実施主体）

第２　この事業を実施することができる事業体は、次の条件をすべて満たすものとする。ただし、第４の規定による第１号様式による森の工場事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）の作成を連名で行う場合は、連名したいずれかの事業体において条件を満たしていること。
　なお、事業実施中にこの条件を満たさなくなった場合には、遅滞なく補助事業の中止を申し出なければならない。

（１）事業計画の実行に必要な人員、生産施設等体制を確保している事業体

（２）原則、森林施業プランナー又は森林経営プランナーを配置している事業体

（３）大企業に該当しない事業体

（４）「育成経営体」の登録を受けた事業体

（５）ICT等スマート林業機器の導入を図り、林業コストの縮減とともに、先端林業機械の実証フィールドとして森の工場を活用又は協力し、省力化、軽労化に取り組む事業体

（事業の内容及び採択要件）

第３　事業の内容及び採択要件は、別表１によるものとする。

（森の工場事業実施計画の作成・承認）

第４　計画の作成・承認は、次により行うものとする。

（１）事業実施主体は、市町村森林整備計画における特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「林業適地」という。）における森林資源の状況、森林所有者の森林経営に関する意向、木材の需給状況等を把握したうえで、実施計画書（第１号様式）及び第７号様式による森の工場年度別事業実施計画書（以下「年度別計画書」という。）を作成する。

（２）事業実施主体は、作成した実施計画書（第１号様式）及び年度別計画書（第７号様式）を第２号様式により知事に正副２部提出するものとする。

（３）知事は、事業実施主体から提出された実施計画書（第１号様式）及び年度別計画書（第７号様式）について、下記のアに掲げる要件及び下記のイ又はウの承認タイプ別に掲げる要件をすべて満たし、適当と認められるときは第３号様式により承認するものとする。また、当該森の工場の存する市町村には、承認の写しを添付して通知するものとする。

ア　共通事項

　林業適地かつ森の工場の区域内で行う施業に対する計画であること。また、第４及び第５に規定する計画書の提出は、事業の着手日までに承認申請を行うものとする。

（ア）　形態と規模

ａ　木材の安定供給（生産される原木は、県内の原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所にその半数以上を供給すること。なお、対象樹種には広葉樹を含む。）

ｂ　皆伐が終了した年度の翌年度から起算して２年以内に再造林を完了すること。再造林面積については、皆伐面積から除地及び萌芽更新地を差し引いた面積の８割以上とすること。

（イ）　対象森林

ａ　林業適地であること。

ｂ　効率的な生産・再造林システムの稼働に適した条件を有すること。

ｃ　国が所有または管理する森林を対象としていないこと。

（ウ）　計画内容

ａ　生産事業（皆伐）における計画量は、再造林事業の計画量と整合するものであること。

ｂ　再造林事業については、低密度植栽、下刈り回数の削減等の低コスト造林の推進を図るとともに、一貫作業システムなど皆伐と再造林を一体化した効率的な作業システムによる計画であること。

ｃ　「皆伐と更新に関する指針」（平成24年９月　高知県林業振興・環境部）を遵守した計画であること。

イ　間伐タイプ

　新たに作成する実施計画書（第１号様式）により承認を受けた森の工場、又は計画期間内の森の工場で施業を行うもの。

（ア）　形態と規模

ａ　事業実施主体が認定を受けた森林経営計画の面積及び第４の（３）のイの（ウ）の規定により森林所有者の合意を得た面積（以下「合意面積」という。）が30ヘクタール以上の森林で計画されていること。

ｂ　５戸以上の森林所有者の合意形成を図るように努めること。ただし、森林経営計画の認定を受けている場合は１戸以上でも可とする。

ｃ　年度別計画書（第７号様式）において、年平均500立方メートル以上の生産が計画されていること。

ｄ　年度別計画書（第７号様式）において、目標とする生産性が再造林推進プランのKPIに示している間伐生産性を上回ること。なお、KPIの間伐生産性に目標が達しない場合は、計画初年度から計画最終年度の間に２割以上の生産性向上が計画されていること。

ｅ　計画する区域内において皆伐が予定されている場合は、原則、皆伐実施前に計画へ位置づけること。

（イ）　対象森林

　人工林がまとまって賦存すること。

（ウ）　合意

　森の工場計画区域内において、事業実施主体と森林所有者の間で森林の経営の委託を受けていること、または森林所有者の施業に関する合意が、計画期間以上確保されていること。また、この合意が書面によって担保されていること。ただし、事業実施主体と森林所有者が同一の場合を除く。

（エ）　計画内容

ａ　計画に定める事業は、以下のとおりとする。

（ａ）再造林事業

（ｂ）保育事業

（ｃ）生産事業（間伐）

（ｄ）生産事業（皆伐）

（ｅ）基盤整備事業

ｂ　再造林等を含めた技術者の育成のため、通年雇用された職員に対し現地実践研修(OJT＝オン・ザ・ジョブ・トレーニング)を承認された森の工場において主に実施すること。なお、育成する職員は雇用して原則５年以内とする。

ｃ　計画期間は、森林経営計画の認定期間終了日または合意書の終了日までの期間で、森の工場ごとに最長５年間とする。

ウ　皆伐・再造林タイプ

　森の工場として承認を受け、計画期間が満了している区域（以下、「満了区域」という。）及びこの区域と一体となって皆伐及び再造林施業を行うもの。

（ア）　形態と規模

　原則、満了区域及び一体となって皆伐及び再造林施業を行う区域を加えたものとする。なお、これらの区域は一体的な森林整備が可能な規模とする。

（イ）　対象森林

　満了区域を含む森林であること。皆伐の対象となる樹種ごとに市町村森林整備計画における標準伐期齢を超えていること。

（ウ）　合意

　皆伐及び再造林施業を計画する森林は、事業実施主体と森林所有者との間で５年以上の森林管理や経営に関する合意があり、この合意が書面によって担保されていること。ただし、事業実施主体と森林所有者が同一の場合を除く。

（エ）　計画内容

ａ　計画に定める事業は、以下のとおりとする。

（ａ）再造林事業

（ｂ）生産事業（皆伐）

（ｃ）基盤整備事業

ｂ　計画期間は、合意書の終了日までの期間で、森の工場ごとに最長５年間とする。

ｃ　計画期間で皆伐を計画する面積は、林班内における上限伐採面積を20ヘクタール以内とすること。

（４）第４の（３）の規定により計画の承認を得た後、その内容に第５の事項に該当する変更がない場合は、次年度以降、実施計画書（第１号様式）の提出を要さないものとする。

（実施計画の変更・承認）

第５　実施計画の変更は、次により行うものとする。

（１）事業実施主体は、諸事情による計画の変更（合意面積の増減及び計画期間内の満了）が生じたときは、実施計画書（第１号様式）及び年度別計画書（第７号様式）を作成し、第４号様式により知事に速やかに正副２部提出するものとする。

（２）知事は、前項による変更の承認申請を受けた場合、第４の（３）に準じて、第５号様式により変更を承認するものとする。また、当該森の工場の存する市町村には、変更承認通知の写しを添付して通知するものとする。

（事業実施主体の変更）

第６　第２の要件を満たす事業実施主体が、やむを得ない事由により他の事業体が承認を受けた森の工場を継承して実施したい場合、又は連名による承認を解除したい場合は、第４と同様の申請手続きを行い、知事の承認を受けるものとする。

（実績報告書の提出）

第７　事業実施主体は、承認を受けた計画始期の翌年度以降、毎年５月31日までに、第８号様式による森の工場年度別事業実績報告書（以下「年度別実績報告書」という。）を作成し、第６号様式により知事に正副２部提出するものとする。なお、年度別実績報告書（第８号様式）の提出は計画満了の翌年度をもって終了する。

（事業の推進等）

第８　知事は、計画の実行性を確保するため、事業実施主体に対し必要な調査、助言及び指導を行うものとする。

２　事業実施主体は、新規就業者等にOJTを実施するとともに、効率的な施業に必要な免許・資格の取得及び研修の受講を計画的に進め、基幹的な技術者の育成に努めるものとする。

３　県、市町村、関係事業者、関係団体等は、連携して森林所有者等への広報に努めるなど、事業の円滑な推進に努めるものとする。

（書類の提出）

第９　この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄の林業事務所（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所）を経由するものとする。

（その他）

第10　その他

　この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附則

　　この要領は、平成21年４月28日から適用する。

附則

　　この要領は、平成23年４月28日から適用する。

附則

　　この要領は、平成24年４月27日から適用する。

附則

　　この要領は、平成25年４月24日から適用する。

附則

　　この要領は、平成26年４月14日から適用する。

（過年度承認計画の取扱い）

　　平成26年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。

（森の工場の構成員数）

　　第４の（３）のアに規定する構成森林所有者数の要件は、新たに認定される森の工場より適用する。

（実施計画書提出期限の取扱い）

　　この要領第４の（４）ただし書きにより提出された実施計画書は、旧要領第７に規定する提出期限内に提出されたものとみなす。

附則

　　この要領は、平成27年４月６日から適用する。

附則

　　この要領は、平成28年４月18日から適用する。

附則

　　この要領は、平成28年６月27日から適用する。

附則

　　この要領は、平成29年４月19日から適用する。

（過年度承認計画の取扱い）

　　平成29年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。

（森の工場毎の規模）

　　第４の（３）のアに規定する生産事業を実施する面積の要件は、新たに認定される森の工場より適用する。

（年度別計画及び実績報告書の提出）

　　第９に規定する年度別計画及び実績報告書について、平成29年度に旧要領の様式により提出されたものは、この要領で提出されたものと見なす。

附則

　　この要領は、令和元年６月７日から適用する。

（過年度承認計画の取扱い）

　　令和元年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。

（年度別計画及び実績報告書の提出）

　　第９に規定する年度別計画及び実績報告書について、令和元年度に旧要領の様式により提出されたものは、この要領で提出されたものと見なす。

附則

　　この要領は、令和２年５月15日から適用する。

（過年度承認計画の取扱い）

　　令和２年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。

（年度別計画及び実績報告書の提出）

　　第９に規定する年度別計画及び実績報告書について、令和２年度に旧要領の様式により提出されたものは、この要領で提出されたものと見なす。

附則

　　この要領は、令和３年４月７日から適用する。

附則

　　この要領は、令和４年４月１日から適用する。

附則

　　この要領は、令和６年４月１日から適用する。

（過年度承認計画の取扱い）

　　令和６年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。だたし、令和６年度末までに林業適地に含まれていない計画は、期間を満了したものと見なす。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象経費 | 採択要件 |
| 森の工場活性化対策事業 |  |  |
|  | (1) 間伐材搬出支援事業(2) 作業道整備事業 | ６から12齢級までの人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費造林事業又は木材安定供給推進事業の採択を受けて実施した作業道開設にかかる経費 | ア　一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。イ　搬出間伐の実施にあたっては、林地残材となっている未利用資源の有効利用に努めること。ウ　補助対象となる一般用材及びチップ等端材の区分については、付表のとおりとする。エ　面積の確定については、造林事業等に準ずる。オ　原則、森林施業プランナー又は森林経営プランナーを配置していること。カ　承認された計画期間内における施業であること。ア　開設した作業道は、森林整備への活用後も適切な管理を行うこと。イ　作業道作設オペレーターの育成等、人材の育成に努めること。ウ　承認された計画期間内における施業であること。 |

付表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 用途区分 |
| 一般用材 | 製材（プレカット含む） |
| 合　板 |
| 集成材 |
| チップ等端材 | パルプ・チップ用 |
| その他（杭木等） |

※（注）チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部や根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む）をいう。